

# OSAKA女性活躍推進会議を設置しました

男女が持てる能力を十分に発揮し、あらゆる分野で活躍できる社会の実現に向けて、オール大阪で女性の活躍推進の機運を盛り上げるために「OSAKA女性活躍推進会議」を平成27年7月30日に新たに設置しました。9月11日には、会議の構成団体が一堂に会する記念イベントを開催し、オール大阪で女性の活躍推進の機運を盛り上げるため、「女性が輝くOSAKA行動宣言」を発表しました。



構成団体 大阪商工会議所、大阪府、大阪労働局、公益社団法人関西経済連合会、近畿経済産業局、日本労働組合総連合会大阪府連合会、特定非営利活動法人南大阪地域大学コンソーシアム



OSAKA女性活躍推進会議

検索

## 女性が輝くOSAKA行動宣言

私たちは、男女が持てる力を存分に発揮し、あらゆる分野で活躍できる元気な大阪をめざし、次のことに連携して取り組んでいくことを宣言します。

- 1 女性が社会の中でいきいきと活躍できるよう、機運醸成や組織トップをはじめとした意識改革に取り組めます。
- 2 女性自らが意欲や意欲を高め、その能力を発揮することができるよう、女性のキャリア形成支援や就業機会の提供に取り組めます。
- 3 男女が共に仕事と家庭の両立ができるよう、働きやすい職場環境づくりに取り組めます。

平成27年9月11日

OSAKA女性活躍推進会議

# 大阪労働局からのお知らせ 女性活躍推進法がスタートしました

「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（女性活躍推進法）に基づき、常時301人以上の労働者を雇用する事業主は、次の①～⑤を行うことが、義務づけられています。

- ① 自社の女性の活躍状況の把握・課題分析
- ② ①の状況把握・課題分析に基づき、女性の活躍推進に向けた数値目標、取組内容、取組の実施時期、計画期間を盛り込んだ行動計画の策定
- ③ 策定した行動計画の社内周知、外部公表
- ④ 一般事業主行動計画策定・変更届の都道府県労働局への届出
- ⑤ 自社の女性の活躍に関する情報公表

常時雇用する労働者が300人以下の事業主については上記①～④が努力義務とされていますが、規模にかかわらず、個々の事業主の課題に応じて積極的に取り組みましょう。

女性活躍推進法の詳細は、厚生労働省ホームページ「女性活躍推進法特集ページ」をご覧ください。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000091025.html>

【お問い合わせ】大阪労働局雇用環境・均等部指導課 Tel 06-6941-8940

## 認定マーク「えるぼし」

行動計画の策定・届出を行った企業のうち、女性の活躍推進に関する取組の実施状況等が優良な企業は、都道府県労働局への申請により、厚生労働大臣の認定を受けることができます。

認定は、評価項目を満たす項目数に応じて3段階あり、認定を受けた企業は、厚生労働大臣が定める認定マークを商品などに付することができます。



# 「ひと」と「企業」をつなぐ就業支援施設 OSAKA しごとフィールド

採用活動や人材定着に向けた中小企業の取り組みを支援します！

「人が定着しない」「採用コストがかけられない」「社員のスキルアップを望んでいる」等の課題に対して、「中小企業支援センター」が、様々なセミナーや面接会の開催、人材紹介、採用後の定着・育成のための人事・給与制度や社風作りまで、各社の人材ニーズに合わせてトータルでサポートします。

大阪市中央区北浜東 3-14 エル・おおさか本館 2・3階

【ホームページ】 <http://shigotofield.jp/> 【お問い合わせ】 Tel 06-4794-9198

【利用時間】 月～金 9:00～20:00 (受付は 19:00 まで) / 土 9:00～16:00 (受付は 15:00 まで) / 休館日 日・祝日・年末年始

